

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和5年2月22日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和5年2月22日(水曜日)

午前10時2分開議
午前10時41分休憩
午前10時50分開議
午前11時21分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第3号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)
- 議案第9号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第11号 令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第20号 財産の取得について
- 議案第22号 工事請負契約の変更について

出席委員(8人)

- 委員長 高 島 和 男
- 副委員長 坂 梨 剛 昭
- 委員 岩 下 栄 一
- 委員 松 田 三 郎
- 委員 西 聖 一
- 委員 山 口 裕
- 委員 濱 田 大 造
- 委員 吉 田 孝 平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

- 公室長 小 牧 裕 明
- 政策審議監 野 崎 真 司
- 危機管理監 岡 村 郷 司
- 政策調整監 天 野 誠 史
- 首席審議員
- 兼秘書グループ課長 野 中 眞 治
- 広報グループ課長 櫛 本 麻 理

- くまモングループ課長 脇 俊 也
- 危機管理防災課長 佐 崎 一 晴
- 総務部
- 部長 平 井 宏 英
- 理事兼県央広域本部長
- 兼市町村・税務局長 真 田 由 紀 子
- 総括審議員
- 兼政策審議監 千 田 真 寿
- 総務私学局長 緒 方 克 治
- 人事課長 磯 谷 重 和
- 財政課長 臼 井 洋 介
- 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
- 総務厚生課長 上 塚 恭 司
- 財産経営課長 永 松 浩 史
- 私学振興課長 橋 本 誠 也
- 市町村課長
- 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則
- 消防保安課長 田 口 雄 一
- 税務課長 坂 口 啓 介
- 企画振興部
- 部長 高 橋 太 朗
- 理事
- (球磨川流域復興担当)
- 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
- 理事
- (デジタル戦略担当)
- 兼デジタル戦略局長 小 金 丸 健
- 政策審議監 深 川 元 樹
- 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
- 交通政策・情報局長 清 田 克 弘
- 土木技術審議監 菰 田 武 志
- 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
- 地域振興課長 久 保 田 健 二
- 文化企画・
- 世界遺産推進課長 木 原 徹
- 交通政策課長 坂 本 弘 道
- 統計調査課長 馬 場 一 也
- デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎

システム改革課長 黒 瀬 琢 也
政策監 田 浦 貴 久
政策監 有 働 人 志

出納局

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗
会計課長 杉 本 良 一
管理調達課長 枝 國 智 一

人事委員会事務局

局 長 西 尾 浩 明
公務員課長 永 野 茂

監査委員事務局

局 長 西 浦 一 義
首席審議員兼監査監 市 川 弘 人

議会事務局

局 長 手 島 伸 介
次長兼総務課長 村 田 竜 二
議事課長 富 田 博 英
政務調査課長 福 田 博 文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前10時2分開議

○高島和男委員長 おはようございます。

ただいまから、第6回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後採決を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、

マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

平井総務部長。

○平井総務部長 よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和4年度2月補正予算につきましては、国の経済対策への対応や経済対策に合わせた独自の地域活性化策などによる増額と今後の執行見込みの精査による減額を合わせて、119億円余を計上しております。補正後の予算規模は、1兆77億円余となります。

このほか、防災センター建設に伴う財産の取得などにつきましても、併せて提案しております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高島和男委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いします。

2月補正予算の概要を御説明いたします。

主な内容は、(1)国の経済対策への対応として、なりわい再建支援事業90億7,300万円、直轄災害復旧事業負担金69億5,600万円、産地パワーアップ事業20億円でございます。

次に、(2)経済対策に合わせた独自の地域活性化策として、宿泊事業者燃料高騰対策支援事業9億2,000万円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金8億2,300万円、豪雨被災地域観光復興応援事業5億1,200万円でございます。

次に、(3)新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業19億8,500万円、新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業5億円、新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立金2億7,800万円でございます。

最後に、(4)その他として、執行残、国庫内示減等に伴う減額を行っております。

2ページ上段に記載しておりますが、一般会計の2月補正予算の合計は、119億9,800万円となり、補正後の予算規模は、1兆77億4,100万円となります。

下の表に、一般会計、特別会計及び企業会計それぞれの補正の状況を記載しています。

3ページをお願いします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳となっており、3ページでは、主に税収等の動向を踏まえて、1、県税、2、地方消費税清算金、3、地方譲与税、5、地方交付税が増となっており、また、4ページでは、感染症への対応等に関連して、9、国庫支出金などが増となっているほか、各区分において、今年度の最終的な歳入見込みを踏まえた増額または減額を行っております。

次に、5ページ、6ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

15ページをお願いいたします。

給与費につきまして、一括して、人事課から説明させていただきます。

表の上段、一般管理費、説明欄、職員給与費でございます。

今年度の当初予算は、令和4年1月1日時点で在籍している職員の給与を基に算定しておりますが、その後、4月の組織改編や人事異動等により職員数等の変動が生じていることから、当初予算と実際の給与費に違いが生じますので、補正をお願いするものでございます。

各課の職員給与費につきましても、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

職員給与費に関する説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の8ページ下段をお願いいたします。

一般管理費の減額をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

2の庁費につきましては、熊本地震犠牲者追悼式の事業費確定に伴う減額でございます。

秘書グループは以上でございます。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

9ページをお願いいたします。

広報費として、財源更正と減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、コロナ対応分としまして、(1)のラジオ広報事業、(2)の熊本県広報紙発行事業及び(3)の新型コロナウイルス関連広報事業につきましては、一般財源の財源更正を行うものでございます。

(4)の新型コロナウイルス関連広報事業につきましては、地域経済や県民生活の回復と感染拡大防止とのベストバランスを図る広報を行うための経費が確定したことに伴いまして減額するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

広報関係業務と首都圏広報業務につきましては、さきの12月議会において、それぞれ債務負担行為の設定を御了承いただいたところです。

上段の広報関係業務につきましては、ラジオ広報について、年度内に契約を締結する必要があるため、それに要する経費を加えた限度額に変更をお願いするものです。

下段の首都圏広報業務につきましては、東京の銀座熊本館のASOBIBARの運営に関して、新年度当初から継続して実施する必要があるため、これに要する経費を加えた限度額に変更をお願いするものです。

広報グループは以上です。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

11ページをお願いします。

商業総務費の右側説明欄をお願いいたします。

2、物産振興費のうち、通常分、(1)のくまモンランド化推進事業は、所要見込額の減でございます。

コロナ対応分、(2)のくまモンスクエア管理運営事業につきましては、コロナ禍におけるくまモンスクエアの管理運営経費として、

指定管理者への委託料の増額を計上しております。

3のくまモン活躍基金積立金につきましては、運用利息確定に伴う減額を計上しております。

くまモングループからは以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の防災総務費につきましては、説明欄を御覧ください。

2、防災対策費の(1)市町村派遣職員人件費負担金は、市町村からの派遣職員に対する人件費負担金で、今年度から新たに派遣されている職員1名の給与分を計上するものでございます。

(2)防災・震度情報システム管理費は、防災情報ネットワークシステムなど、各種防災情報システムの維持管理に要する経費の入札残等に伴う減額でございます。

13ページをお願いします。

(6)熊本地震デジタルアーカイブ事業及び(8)令和2年7月豪雨デジタルアーカイブ事業は、いずれもそれぞれの災害に関する資料収集、データ化等に要する経費の所要見込額の減によるものでございます。

(7)防災センター整備事業は、新防災センターにおける防災行政無線設備や防災情報ネットワーク設備等、通信設備の整備に要する経費の入札残等の減額でございます。

4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業の防災情報通信基盤整備事業は、衛星通信ネットワークの第3世代への移行など、防災用通信インフラの強靱化等に要する経費の入札残等に伴う減でございます。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

15ページをお願いいたします。

表の下段、人事管理費で383万6,000円の減額補正をお願いしております。

説明欄1の人事管理費は、公用車の任意保険加入に係る経費の入札残に伴う減でございます。

2の職員研修費は、東京大学公共政策大学院等への職員派遣研修に係る経費の所要見込額の減でございます。

人事課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

16ページ2段目の財政管理費ですが、95億円余の増額補正をお願いしております。

説明欄5の県債管理基金積立金は、基金運用益確定に伴う増額及び地方財政法に基づく令和3年度の決算剰余金の積立てに伴う増額補正です。

17ページをお願いします。

1段目の元金及びその下の利子は、県債に係る元金、利子償還額及び公債管理特別会計への繰出金の最終見込額に応じた補正です。

最下段の公債諸費は、市場公募債の発行や県債の償還に伴う手数料等の減によるものです。

18ページは、公債管理特別会計です。

1段目の元金、2段目の利子及び3段目の公債諸費について、最終見込額に応じて補正を行うものです。

19ページをお願いします。

債務負担行為の設定についてですが、これは、起債管理システムの保守経費につきまして、年度内に契約を行うため債務負担行為の設定をお願いするものです。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

20ページをお願いします。

まず、2段目の諸費につきまして、減額補正でございます。

これは、県出身者のための学生寮、有斐学舎に対する運営費補助の所要見込額の減によるものです。

次に、3段目の大学費につきましても、減額補正でございます。

これは、熊本県立大学に対する運営費交付金の所要見込額の減によるものです。

説明欄の(1)高等教育の修学支援制度に係る費用負担については、低所得世帯の学生に対する授業料の減免に係る交付金の所要見込額の減でございます。

(2)のグローバル人材育成・地域貢献推進支援については、コロナ禍で海外への短期留学生が少なかったことなどに伴う所要見込額の減でございます。

(3)の新型コロナウイルス感染症対策支援については、大学のデジタル環境の整備等に係る交付金の所要見込額の減でございます。

(4)の被災地域復興・再生支援事業については、嘱託給与の所要見込額の減でございます。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

21ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、725万円余の増額をお願いしておりますが、右側説明欄にありますように、2の庁費の共済組合事業費につきましては、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合本部への事務費負担金の減に伴い、減額するものでございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、1,773万円余の減額をお願いしております。

1の人事管理費は、庶務事務システムに関して、緊急を要する改修がなかったことによる所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

2の職員福利厚生費、(1)職員の健康管理費等は、職員の間ドック受診者等の補助対象者数の減に伴い、減額するものでございます。

(2)心の健康サポート等事業は、ストレス相談等に係る産業医報酬等の所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

3の児童手当は、対象児童数の減による減額をお願いしております。

次ページの恩給及び退職年金費でありますが、受給者の減による減額をお願いしております。

総務厚生課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

23ページをお願いします。

下段の財産管理費をお願いします。右側説明欄を御覧ください。

1の財産管理費のうち、火災共済金は、熊本地震に係る災害見舞金等が支払われたことにより、諸収入へ財源更正を行っております。

2の庁舎等管理費ですが、(1)の庁舎管理費は、燃油価格の高騰により県庁舎の電気及びガス代に不足が生じ、増額をお願いするものです。

(2)の庁舎維持補修費は、清掃や空調機等の管理委託費の減及び防災センターの整備に合わせて実施している北側交差点改良工事に係る入札残などを減額しております。

(3)の県庁舎等LED導入事業は、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債に財源更正を行っております。

(5)地域振興局等庁舎管理費は、新型コロナウイルス感染症防止対策としてのトイレ改修等の入札残を減額しております。

下段の県庁舎等災害復旧費は、防災センター建設に当たり、災害復旧事業債と緊急防災・減災事業債の起債を充当しております

が、その割合の変更に伴い起債対象額が減額となったため、一般財源に財源更正しております。

25ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

宿舍等の借り上げに係る経費で、いずれも年度内に契約する必要があるため、追加をお願いするものです。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

26ページをお願いします。

私学振興費の補正でございますが、説明欄2の私学振興助成費につきまして、(1)から(8)まで及び次の27ページの(10)の事業につきましては、いずれも対象となる生徒や学校数が当初の見込みより少なかったことなどに伴い、減額するものです。

(9)の新型コロナ私立高等学校専攻科授業料減免補助につきましては、コロナ禍において就学の継続が困難になっている専攻科生徒の授業料を減免する学校に対して助成を行うものです。

28ページは、債務負担行為の追加でございます。

上段の就学支援金相談窓口関係業務は、支援金の対象となる保護者からの申請について、来年度から本格的に電子申請を導入することとしておりますが、申請方法等についての間合せが増加することが予想されることから、これに対応するために相談窓口を設置するものです。

下段の熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業は、各私立学校に専門家を派遣して、不登校やいじめなど様々な問題を抱える生徒等に助言等の支援を行うものです。

いずれも、来年度当初から業務を行うためには、今年度内に委託契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもので

す。

29ページをお願いします。

繰越明許費の変更でございますが、新型コロナウイルス私立高等学校専攻科授業料減免補助につきまして、コロナ交付金の物価高騰対策分を活用するものですが、年度内に十分な事業期間を確保することができないことから、繰越設定をお願いするものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

30ページをお願いいたします。

記載の表の下の段の自治振興費につきまして、1億2,689万円余の減額をお願いするものでございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

(2)市町村自治宝くじ交付金につきましては、全国宝くじ協議会からの収益金交付額が当初の見込みを下回ったことに伴い、減額するものでございます。

(3)市町村交流職員給与等負担金につきましては、市町村からの交流職員に対する給与等負担金の所要見込額の増によるものでございます。

(5)平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、市町村の執行見込みを踏まえ、減額するものでございます。

(7)物価高騰対応生活者支援交付金につきましては、国の新型コロナウイルス臨時交付金を財源に、5億円を補正計上させていただくものでございます。事業内容は、繰越明許費の際に御説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。

下の段の表の市町村振興資金貸付事業特別会計について御説明をいたします。

貸付見込額の減に伴いまして、3億2,190万円の減額をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更についてでございます。

これは、4月9日投開票の県議会議員選挙の投開票速報に係る機器のリース等を令和5年3月に契約する必要があるため、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

33ページをお願いいたします。

最後に、繰越明許費の追加についてでございます。

先ほど補正計上の御説明をいたしました物価高騰対応生活者支援交付金についてでございます。

この交付金事業は、物価高騰に対応するため、市町村が実施をします生活者支援の取組を後押しするものでございまして、令和5年度におきましても実施していく必要があるため、繰越しをお願いするものでございます。

市町村課は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

34ページをお願いいたします。

中段の消防指導費につきましては、減額をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

消防指令共同運用整備支援事業について、当初2か所での取組を想定しておりましたが、球磨地域1か所となったことに伴う所要見込額の減と消防団加入促進事業の国の要綱改正に伴う国からの委託費の減による減額でございます。

35ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

1段目の防災消防航空隊隊員宿舍賃借は、県内消防本部から派遣される隊員の宿舍借上げのためのものでございます。

2段目の防災消防ヘリコプター運航等業務につきましては、防災消防ヘリの点検整備をはじめ、燃料や部品の調達、操縦ライセンスの取得費など、運航体制の確保に要するものでございます。いずれも年度当初から活動で

きるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、操縦ライセンスにつきましては、令和3年度までに3名が取得済みとなっておりますが、そのうち1名が家庭の事情により退職したため、新たに操縦士1名のライセンス取得を行うものでございます。

また、ライセンスを取得した操縦士が5年以内に退職した場合は、県が負担した養成費用から在籍期間に応じた額を減じて返還する旨が規定されており、既に今年1月に天草エアラインから返還がなされております。

36ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

消防学校教育訓練機能強化事業につきましては、訓練棟の建て替えに係る地盤工事の資材調達の遅れと機械設備工事の入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず繰り越すものでございます。

なお、機械設備工事につきましては、1月に契約を終え、2月に着工済みとなっております。本年12月に竣工予定となっております。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

37ページをお願いいたします。

税務総務費ですが、説明欄の5、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、本県への寄附金が当初の見込みを上回るため、基金に積み立てるための予算を増額するものです。

38ページ上段の賦課徴収費ですが、説明欄の3、県税過誤納還付金は、県税の過誤納が当初の見込みを上回るため、還付に要する経費を増額するものです。

2段目のゴルフ場利用税交付金から次の39ページ最下段の法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に、市町村への交付やほかの都道府県との清算を行うものです。税収の増減に応じ、予算の増減を行っています。

40ページは、債務負担行為の設定でございます。

市町村税である軽自動車税環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととされており、その業務を外部委託しております。次年度の業務につきましては、年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

税務課は以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

73ページをお願いします。

第22号議案、工事請負契約の変更についてです。

この契約案件につきましては、令和3年2月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきまして、74ページの概要により説明いたします。

工事名は、熊本県防災センター防災情報通信設備工事です。

2、工事の内容は、現在建設整備中の県央広域本部防災センター合築庁舎棟、いわゆる新防災センターの防災行政無線設備や防災情報ネットワーク設備等の工事を行うものです。

変更の内容につきましては、まず、6の契約工期については、令和5年3月24日までを令和5年6月30日までに変更するものです。

次に、7の契約金額については、21億5,600万円を21億5,689万3,423円に変更するものです。

変更理由は、8に記載していますが、工期の変更は、建築本体及び設備工事の工程が遅れたことにより、本工事で整備する防災関係設備の設置作業にも遅れが生じたことによるものです。

また、契約金額の変更につきましては、災

害対応機能強化のための防災用情報通信設備の無線化等に伴い、増額するものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

71ページをお願いします。

財産の取得でございます。

現在整備を進めている防災センターの県央広域本部や会議室等に什器を設置するものです。2月定例会で議決をいただいた後、本契約を締結し、4月中に設置完了予定でございます。

財産経営課は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようよろしくお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○西聖一委員 26ページをお願いします。私学振興課です。

私学の生徒さんは、非常にお金がないから苦しんでいるとかで、いろいろ私のほうからも支援をということをお願いしてはいたんですけども、支援事業の対象者が減ったということでもかなり大きな額が減額されていますけれども、これはどのように解釈すればいいのかということ、見込みが大きかったのか、家庭が頑張ってお金を納めたのか、それ

ともそれもできずに諦めて退学した人が多かったのかとかいろいろ考えられるんですけども、どのように判断されているんでしょうか。

○橋本私学振興課長 この支援等の減額でございますが、基本的には対象となる生徒の数が減ったということでございますが、当初予算の見込みの際には、過去数年間の状況等を勘案しまして見積もっております。

実際、これら支援金については、制度的に支給するというような事業でございますので、年度途中で予算が足りなくなるということとはちょっと避けなければいけないものですから、若干多めに当初予算で見積もっているという事情はございます。最終的に学校から申請していただく生徒の数を確定させたところで、最終的にはこういった減額というふうになるものでございます。

したがって、中退者が多かったとか、手続きができなかったとか、そういうことでの減ということではございません。

以上です。

○西聖一委員 了解です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 有斐学舎ですけれども、僅かな予算なんですけれども、さらに減額補正ということになっておりますが、有斐学舎の連中は、いつも金の足らぬ足らぬと言っているわけですが、理由は何ですかね。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

有斐学舎においては、今回、ふるさと納税を財源とする分を減額補正でお願いしておりますが、これにつきまして、再度、同じ額を来年度予算に上乗せして要求させていただく

こととしております。

有斐学舎としては、それを合わせた額で、今女子学生の入寮が増えておりますので、女子学生のトイレとかシャワーの整備等に使いたいという意向でございます。

以上です。

○岩下栄一委員 よろしく願いしておきます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

資料の5ページですけれども、あまり大きくない質問というか、本人にとっては大きいかも。人件費のところ、退職手当が減額――これは人事課長か財政課長かどっちか分かりませんが、この委員会でも説明があったように、定年がこれから延長されていくとなると、例えば、60歳定年だったのが61歳になるというときに、しばらくは退職者、まあ、定年の年齢による退職者、自己都合とかほかの理由はあるにしても、というのが、しばらくいない年とあって、極端に少なくなる年がある。となると、これは、何か一部基金化して積み立てとくんじゃなくて、丸々一般財源でということでしたかね。それならば、大分この計上の仕方というか、額も変わってくるのかな、先でと思いますけれども。

○臼井財政課長 財政課でございます。

定年引上げに伴う退職者の増減、これに伴いまして財政の所要額というのが増減するわけですけれども、その操作、オペレーションに関しましては、令和5年度当初予算から行うこととしておりまして、この令和4年度2月補正のこの減自体がそれと関連するものではございません。

令和5年度当初予算において、その年度にお支払いする退職手当の額自体は減らし、そ

の令和6年度に退職手当を受け取る、退職される方が増えるわけですから、その減らした分を退職手当の基金に積み立てるという操作を令和5年度当初予算においてする案で上程させていただいております。

○松田三郎委員 じゃあ、この減額自体は、さっきのあれとは関係ないということですね。

で、人事課長、すみません。なかなかイメージがしにくくて、再度聞きますけれども、今も再任用制度ってあるわけですね。

これは、定年が延長になっても、再任用制度は残る、制度としてそれを選べると聞きましたけれども、簡単に言うと、例えば、今まで60歳で定年でした、でも、最長5年間は再任用できる。同じ職場にその再任用の職員さんと定年延長で定年まで達してない人がいる。これは、身分その他、まあ給料とか職責は、大体私聞いていると、最後の給料の7割前後とかあるいは職責も2つぐらい下がるとか、まあ見た目はあんまり変わらぬかなと思いますけれども、どういう違いがあるんですか、その身分含めてといいますか。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

今、定年延長の対象職員と再任用の職員ということでございます。

定年延長は、10年ぐらいかけてということになりますけれども、65まで最終的には上がると。そのときに、残る再任用というのは、60から65までの間に短時間で再任用で働きたいという方は、短時間の再任用職員というのが残ります。

もう少し補足しますと、65に行くまでは暫定再任用ということで、フルの再任用も定年延長以降残りはするんですけれども、冒頭申したように、そのフルの定年延長の職員と再任用というのは、勤務時間自体が大分違うということでございます。

任用のほうも、定年延長の場合は、定年をせずにそのまま継続して任用されて、最終的には65まで働く。再任用短時間の場合は、一旦希望されて60なら60、61なら61ということで退職して、退職金ももらって、その後短時間の再任用で任用されるということで、運用自体は大分違うということでございます。

○松田三郎委員 確認。今御説明ありましたが、ちょっと聞き取りにくかったので。

じゃあ、フルタイムの再任用というのはなくなるんですか。

○磯谷人事課長 フルタイムの再任用につきましては、先ほど申したように、10年ぐらいかけて定年は延長されますので、その間、例えば、62まで定年延長になったときに、じゃあ63、64、65の働き方で再任用を選びたいというときは、フルの再任用が選べる形、今の再任用制度と同じような暫定再任用制度というのは残る形になります。ただ、定年延長が65までいったときは、フルはもうなくなるということでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

御説明あったように、もし、退職金が欲しいならば、一旦辞めて再任用せんと退職金はもらえぬと。定年延長の場合は、定年まで勤めんと退職金はもらえないということですね。

○磯谷人事課長 はい、そういう形になります。

○松田三郎委員 もう一ついいですか。

これはすぐ終わる質問ですけども、税務課の説明で、資料38ページ、下から3段目です。

ゴルフ場利用税、これは、実は私、あるゴルフ場の理事長をいたしておりまして、最

近、ゴルフ人口がコロナの影響で非常に増えたという話を聞いておりますが、これは、やっぱりゴルフ人口、利用者が増えたことによって市町村に対して増えたと、単純にそういう理由ですか。

○坂口税務課長 コロナ禍でゴルフの利用者が比較的増加したという傾向もございまして、委員おっしゃるとおり、利用者が単純に増加したというところでございます。

○松田三郎委員 関連してお尋ねしますけれども、ゴルフ場利用者というか、プレーヤーからすると、このゴルフ利用税自体が消費税との二重課税じゃないかとか、大体受付には課税反対という署名があるんですね。一方、交付金をもらう市町村からすると、非常に財源として貴重な財源なんだというのが両方あって、私も、さっき言いましたように、理事長としては反対すべきかなと。ただ、地元県議としては、市町村からの要望もあって存続させるべきかなと。

これは、県の立場というか、まあ法律の話でしようけれども、今の現時点での県の立場というのは、どっちですか。

○坂口税務課長 市町村財政の重要な財源という位置づけでございますので、政府要望等で、堅持について、県としても要望させていただいております。

○松田三郎委員 はい。結構です。

○高島和男委員長 ほかにございせんか。

○山口裕委員 30ページ、市町村課にお尋ねします。

市町村行政維持向上支援事業ということで、今回、減額について言及することはありませんが、今後の行政体制の在り方の検討を

されたということで、どういった方向で取りまとめられているのか、説明をお願いします。

○坂野市町村課長 人口減少社会を見据えた市町村の今後の行政体制の在り方につきましては、特別委員会のほうで今御審議をいただいているところでございます。今後、市町村のほうで人口減少等でなかなか、まあ地域の支え手あたりも小さくなっていくと、そういう中でサービスを提供していくためにはどのようなことを考えるべきかということで、今御審議をいただいているところでございます。

そうした中で、予算のほうにも計上させていただいておりますけれども、市町村のほうで将来の行政需要あたりを見込んで、どういった形でその課題に向かっていくかというふうなのを、まあプランめいた話ですけれども、地域の未来予測というものをつくっていただくようにお話をしているところでございます。

そういった取組を市町村のほうでしっかりと取り組んでいただく方向で、さらに進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山口裕委員 それでは、次なるその市町村の取組というのは、来年度から始まると理解しとってよろしいんですか。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

今現在、予算要求の中でも盛り込ませていただいております。市町村のほうで取り組んでいただくように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山口裕委員 分かりました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 同じく30ページのこのコロナ対応分で、物価高騰対応生活者支援交付金、これは33ページで繰越明許費になっていきますけれども、これは中心的な対応窓口というのはどうなっているのか、教えてください。

○坂野市町村課長 今回、補正予算におきまして、物価高騰対応生活者支援交付金ということで計上させていただいております。

これは、国の新型コロナ臨時交付金の、まあ国の交付金を財源に予算化させていただくものでございます。

事業の中身につきましては、先ほども少し御紹介させていただきましたが、市町村のほうで、物価高騰に対して、単独事業ということで様々な取組を今検討されております。そういった取組を後押しするということと、今回予算の要求をさせていただいております。

したがって、窓口と申しますと、実際は市町村のほうのそれぞれの事業担当課というところになります。

説明は以上でございます。

○濱田大造委員 地域地域に社会福祉協議会があつて、そこで小口の融資というか、お金を借りた人が、まあ、困窮者が多いと認識していますが、マックスでたしか200万円まで借りられると。返済が滞ることが予想されているとか、そういうことが言われているわけですけれども、そういう方もこのお金は借りられるんですか。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

今回御説明させていただいておりますのは、市町村の取組に対して支援をすると。想定していますのは、2分の1の補助という形

で想定しておりますけれども、市町村の取組というのが前提になりますので、市町村のほうがそのような事業をされるかどうかにかかっているのかなというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

—なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時41分休憩

午前10時50分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

小川企画課長。

○小川企画課長 企画課でございます。

それでは、資料の42ページをお願いいたします。

まず、諸費につきまして、総額で1,300万円余の減額をお願いしております。

東京事務所費の(2)管理運営費につきましては、東京事務所職員宿舍賃借に要する経費の所要見込みが減額となったことによるものでございます。

次に、計画調査費につきまして、個別事業ごとの増減がありますが、総額で8,300万円

余の減額をお願いしております。

まず、1の開発促進費ですが、市町村からの派遣職員に対する人件費負担金でございます。

続きまして、2の企画推進費の(1)「熊本版」官民協働海外留学支援事業につきましては、派遣留学生が想定より少なかったことに伴う減額でございます。

続きまして、(2)のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業につきましては、県内企業等に就職する若者への奨学金返済等支援などの経費でございますが、奨学金返還を支援する人数が確定したことによる所要見込みの減でございます。

続きまして、(3)のSDGs推進事業の財源更正につきましては、寄附金の充当先を企業版ふるさと納税の寄附の目的に沿って、続きまして、43ページの(4)になりますが、企業版ふるさと納税マッチング促進事業から振り替えるための財源更正となっております。

続きまして、3の世界チャレンジ支援基金積立金は、運用利息の確定に伴う積立金の減額でございます。

続いて、4の奨学金返還支援基金積立金は、先ほどの2の(2)の奨学金返還等サポート事業の支援人数の確定に伴いまして、この基金に積み立てる若者が就職した参加企業の奨学金返還支援のための負担金につきまして、所要見込みが減額となったことでございます。

最後に、5のふるさとくまもと応援寄附基金積立金につきましては、寄附金を当基金に積み立てて後年度の事業に充当するための経費の見込額が減となったことから減額するものになります。

続きまして、44ページをお願いいたします。

こちら、債務負担行為の追加でございます。

上段の東京事務所職員宿舍等賃借は、東京

で勤務する職員のための宿舍の借り上げ及び都道府県会館への管理料等の負担に係るものがございます。

また、下段の銀座熊本館運營業務は、銀座熊本館での県産品の展示やPRのための委託に係るもので、いずれも契約を今年度内に締結する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものになります。

企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

45ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、2,200万円余の減額を計上しております。

右側説明欄の1、開発促進費の(2)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が国の補助を受けて実施している体育施設の電灯のLED化推進等に要する経費の所要見込額の減に伴うものがございます。

2の企画推進費の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、地域づくり団体への支援等に係る事務費や地域づくり夢チャレンジ推進補助金の所要見込額の減に伴うものがございます。

(2)移住定住促進事業は、東京23区内に居住している方が本県に移住して就業した場合等に、市町村が交付する移住支援金への補助に要する経費3,000万円余の増額と移住者向けの住居確保に取り組む市町村への支援に要する経費1,000万円などの減額の結果、差引き1,700万円余を増額するものがございます。

(3)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画に基づく市町の事業への補助等の所要見込額の減に伴うものがございます。

(4)立野・黒川地区地域再生等支援事業は、旧東海大学阿蘇校舎用地活用に係る計画策定への補助等に要する経費の所要見込額の

減に伴うものがございます。

46ページをお願いいたします。

(5)地域づくりチャレンジ推進事業は、コロナ交付金を活用しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域の活性化を図る地域づくりの取組を支援する地域づくり夢チャレンジ推進補助金、こちらの所要見込額の減に伴うものがございます。

3の特定地域振興対策費、特定地域振興対策事業は、今年度本県で開催しました過疎シンポジウムや離島振興などに要する事務費の所要見込額の減に伴うものがございます。

4の土地利用対策費、土地利用対策事業は、地価調査に要する事務費の所要見込額の減でございます。

5の国庫支出金返納金は、令和3年度の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等の国庫補助事業の補助金額の確定に伴い、超過交付金を国に返納するための増額でございます。

6の球磨川流域復興対策費の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、事務費の所要見込額の減でございます。

47ページをお願いいたします。

債務負担行為についてでございます。

御所浦地域活性化推進事業は、御所浦地域における地域おこし協力隊の活動支援業務委託について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものがございます。

48ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

上段の阿蘇草原再生事業、下段の持続可能な草原維持システム構築推進事業、いずれも阿蘇の野焼きに併せて実施する事業で、天候の影響により野焼きが翌年度にずれ込む可能性があるため、繰越明許費の設定をお願いするものがございます。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

49ページをお願いします。

計画調査費について、3,100万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の文化企画推進支援、このうち通常分につきましては、(1)世界文化遺産登録推進事業は、世界遺産の登録推進に要する経費のうち、委託料の入札残等により減額するものです。

(2)くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業は、芸術家を目指す学生や若手芸術家が海外において研修やコンクールに参加する際の経費を助成する事業であり、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、応募者がいなかったため減額するものです。

(3)くまもと文化魅力発信事業は、広報ツール作成方針の見直しに伴う所要見込額の減により減額するものです。

(4)伝統文化等継承対策事業は、神楽、祭り等の伝統芸能の継承対策を行う市町村に対する助成について、所要見込額の減により減額するものです。

次に、コロナ対応分ですが、(5)文化事業新型コロナウイルス対策助成事業は、各団体等が文化芸術活動を実施する際の新型コロナ感染防止対策経費について、新型コロナ地方創生臨時交付金に係る国の要件が確定したことに伴い、令和3年度2月補正予算分を繰り越して執行することになったため、当初予算分を皆減するものでございます。

次に、50ページの2、県立劇場費、コロナ対応分でございます。

県立劇場使用料返還金は、県立劇場使用料の過年度収入の返還に要する経費について、所要見込額の減により減額するものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございま

す。

51ページをお願いいたします。

計画調査費について、右の説明欄をお願いいたします。

1、交通整備促進費の地震対応分でございます。

(1)地方公共交通鉄道対策事業は、南阿蘇鉄道のJR豊肥本線乗り入れに係る工事費用の所要見込額の減などにより減額をするものでございます。

次に、2、空港整備促進費の通常分で、

(1)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業は、現状、ティーウェイ航空のソウル線を除き国際線の運休が続いていますため、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金の所要見込額の減により減額するものでございます。

52ページをお願いいたします。

空港整備促進費のコロナ対応分として、(5)阿蘇くまもと空港国内線対策事業は、国内線利用促進の予算事業でございますが、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の国の繰越要件が確定したことに伴い、同額を計上しておりました前年度2月補正を執行できたため、不要となりました当初予算分を皆減するものでございます。

次に、企画施設災害復旧費についてでございます。

7月豪雨対応分、くま川鉄道災害復旧支援事業は、くま川鉄道の今年度分の災害復旧工事費用の所要見込額の減により減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、53ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業は、当初予算で計上をお願いしております運動公園のアクセス改善実証に要する経費の一部につきまして、4月当初からのロアッソホーム戦に対応できるよう年度内に契約をす

る必要があるため、債務負担行為の限度額設定をお願いするものでございます。

54ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

上段の地方公共交通鉄道対策事業は、先ほどの南阿蘇鉄道関係で、JR乗り入れのためのシステム改修について、半導体不足の影響で機器の納期が遅れたことによるものでございますが、7月の全面開通と乗り入れに支障はございません。

それから、下段のくま川鉄道災害復旧支援事業は、球磨川第四橋梁の被災橋梁の撤去等に時間を要したため繰越しするものでございますが、これも、全体スケジュールに大きな支障が出るものではございません。

交通政策課は以上です。

○馬場統計調査課長 統計調査課でございます。

55ページをお願いいたします。

下段の委託統計費につきまして、1,000万円余の減額を計上しています。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、国から委託を受けて実施します統計調査で、1の毎年実施します経常分と2の5年ごと実施の周期分に関わる国庫委託金の減額でございます。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

56ページをお願いいたします。

人事管理費で310万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)の電子自治体推進事業におきましては、県と市町村で共同で運営しております各種の電算システムに係る所要見込額の減、(2)の公的個人認証サービス運営事業につきましては、指定認証機関への負担金に係る所

要見込額の減でございます。

次に、計画調査費で390万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

(2)社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業においては、マイナンバー制度のための宛名システム改修経費の所要見込額の減でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

57ページをお願いいたします。

人事管理費で1億7,700万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

コロナ対応分のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、デジタル社会への対応を見据えた職場環境の整備に要する経費、具体的には、6月補正で認めていただいたデュアルモニターの整備、議会棟のLGWANの無線LANなどの入札に伴う減とともに、当初予算分の国庫支出金への財源更正を行うものでございます。

通常分、(4)の庁内情報基盤管理運営事業につきましては、パソコンの調達、保守や県や市町村のインターネットの監視等を行うセキュリティクラウド共同運用に係る入札に伴う減、(5)の電子県庁構築事業につきましては、LGWANや電子メール等、各種情報システムの管理運営に係る所要見込額の減でございます。

次に、計画調査費でございますが、4,500万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、ネットワーク等の保守、管理運営に係る入札に伴う減でございます。

システム改革課は以上です。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございます。

58ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、3億9,700万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の川辺川総合対策費の五木村振興交付金交付事業は、五木村の振興を推進するため、村が実施する事業に対する助成を行っておりますが、村事業の所要見込額の減に伴いまして、9,500万円余を減額するものでございます。

2の五木村振興基金積立金及び3の球磨川流域復興基金積立金は、ともに基金運用益、これは利子でございますけれども、その額の確定に合わせまして、減額を実施するものでございます。

4の球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、令和2年7月豪雨被災者の生活支援や地域コミュニティー施設の復旧等、市町村の取組に対する支援を行っておりますけれども、この市町村事業の所要見込額の減に伴い、3億円余を減額するものでございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○杉本会計課長 下の60ページをお願いいたします。

まず、一般会計ですが、2段目の利子につきまして減額をお願いしております。

これは、一時借入金が当初見込額を下回ったことに伴う支払い利息の減額でございます。

次に、下段、収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金につきまして減額をお願いしております。

これは、一般会計の収入証紙取扱額が当初見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

61ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

会計事務補助の委託業務を年度当初から行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

会計課は以上です。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

63ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、全庁的に共通する県有施設等管理業務など4業務については、当課で取りまとめ、一括して御説明いたします。

まず、県有施設等管理業務ですが、出先機関の清掃や警備、設備機器の保守点検などの業務について、新たに債務負担行為の設定が必要でございます。変更後の限度額は、60億3,100万円余でございます。

次に、給食業務でございます。

特別支援学校における当該業務について、債務負担行為の設定が必要です。変更後の限度額は、13億4,600万円余でございます。

続いて、64ページ上段の情報処理関連業務です。

これは、既存の各種システムの保守点検等に係る業務について、債務負担行為の設定が必要なものでございます。変更後の限度額は、18億900万円余でございます。

最後に、事務機器等賃借です。

各種事務機器のリース等に係る債務負担行為の設定が必要となります。変更後の限度額は、32億8,800万円余でございます。

管理調達課は以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

66ページをお願いします。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の活動実績を踏まえて、委員報酬を減額するものでございます。

67ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について、職員等採用試験案内の作成業務についてお願いをしております。

これは、令和5年度に実施します採用試験の試験案内を、年度当初に作成し、配布する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

人事委員会事務局は以上でございます。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

69ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、8万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の議員報酬等が1,350万円余の増となった一方で、2の運営費が、議員旅費等の所要見込額の減により、1,360万円余の減となったことによるものでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、1,100万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の職員給与費が1,200万円余の増となった一方で、2の運営費が、本会議・委員会録音データ反訳等に要する経費の所要見込額の減等により、160万円余の減となったことによるものでございます。

議会事務局は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応

答いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 草原再生事業ですけれども、阿蘇の野焼きは、古代人が2,000年あるいは3,000年前から営々として取り組んできた古代人の知恵というか、伝統的なことでもありますけれども、これが世界遺産登録に関しての大きな要素になっているというふう聞いておりますし、行政として、この野焼き事業というか、草原管理にどのような取組をされていくのか、お願いします。

○久保田地域振興課長 委員御指摘のとおり、阿蘇の野焼き、阿蘇の草原というのは、世界遺産登録に向けての重要な構成要素というふうに認識しておりますので、最近は、やっぱり野焼き、農業も畜産業とかも変わってきてまして、野焼きを行わない牧野等も出てきておりますので、そういったところは、例えば阿蘇グリーンストックですとか、そういったところと協力しながら野焼きの再開の支援ですとか、あるいはICTを活用してもう少し効率的に、安全にできないかといった実証事業ですとか、あるいは野焼きによって延焼火災、森林火災等もあって、それによる補償を求められることで野焼きをちゅうちょする牧野も出てきておりますので、そういったところには、例えば、新しい損害賠償保険を造成して支援をすとか、そういったところはいろんな取組をさせていただいているというところでございます。

○岩下栄一委員 よろしく申し上げます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 せっかくですので、52ページの阿蘇くまもと空港周辺維持管理事業、ちよつと私の質問ずれているかもしれないんで

すけれども、空港の今整備が進んで、新しい駐車場がかなりの台数が入るようになっていっているんですが、周辺に民間の駐車場があって、私も報道で知ったんですけれども、建築基準法の要件を満たしてない、まあ、違法な建物が周辺にたくさんあると。

空港の駐車場と民間の駐車場の共存というか、それは今後どういうふうにしていくのか、県有地も絡めてどういうふうを考えているのか、教えてください。

○坂本交通政策課長 この件につきましては、委員御指摘のとおり、新聞報道ございましたけれども、民間の駐車場につきましては、いわゆる土木、農政関係の法律に照らし合わせました法律上の問題、そこがあることは、県としても認識をしているというところであります。

ただ、我々交通政策課といたしましては、そこに一定の利用者の方がおられるということも認識して、その中で関係部局と調整を取りながら、今、情報収集、それから今後の在り方、検討しているんですけれども、一番大事なのは、空港運営会社としても、新ターミナルビルができて今後需要が拡大していく中で、全体として、その空港へのアクセスというのをどう考えていくか、その中で、まず空港として駐車場についてどういう形で今後進めていくかというのを——どうしても主体としては空港運営会社が考えていくことですが、我々もいたしまして、そこに対していろんな、利用者の方の御意見あるいは全体としての空港アクセスの在り方、そういったものを踏まえながら会社と協議をしていく、そういう方向でございます。

○濱田大造委員 本当、新しい空港の周辺整備というのは重要な仕事だと私も思っていて、民間の駐車場でこれまで長年なりわいにしてきた人もいっている点も事実でして、

法律との兼ね合いというのは、マスコミも含めて注目していると思いますので、その辺、柔軟に対応をよろしくお願いします。

○高島和男委員長 ほかに。

○山口裕委員 58ページ、復興局にお尋ねします。

球磨川流域復興基金交付金ということで、市町村事業の確定において3億円の減額を行うという説明でございましたが、この3億円という額は、皆さんが想定している市町村支援の額のどれくらいに当たるんですか。

○田浦政策監 球磨川流域復興基金につきましては、今年度当初予算でおよそ12億予算をいただいております。ですので、そのうち25%ぐらいという形の減額になります。

○山口裕委員 昨年度の決算においても指摘をさせていただいたんですが、やっぱり被災者の一日も早い生活の再建が我々の一番の、皆さんと共有できる一番の課題だと思っておりますので、そういった中で、制度をつくるに当たっては、市町村と協議しながらも、どこまで支援するかというのは、いろんな基準が出てくるのかなというのも想定されますけれども、より積極的に使っていただくために、段階に応じて柔軟に対応することも一つの方策じゃないかと思っておりますので、また、こういう残額、目立ちますので、そういったことも復興の足かせになっているんじゃないかという評価につながらないように、今後もしっかりと地元被災地の支援を頑張っていたきたいと思うところです。

以上です。

○田浦政策監 復興局でございます。ありがとうございます。

今御指摘ございましたように、決算特別委

委員会におきましても、この基金の活用について御意見をいただいたところでございます。

今回の減額につきまして、大きな要素が2つございまして、1つは木造仮設住宅の移設に係る経費、これが約1億3,000万円弱ほど減額になっております。これは、木造仮設をほかの新たな被災者の住宅ですとか集会所とかというところに活用するという事業でございまして、これは予算を編成しますときに、可能性があるものはできるだけ入れておりましたので、その部分が少し減額になったというのが1つございます。2つ目が、市町村のいろんなニーズに対してスピーディーに対応できるように、いわゆる待ち受け予算的なものを今ここの基金の中につくってございます。その分が1億3,000万円ほど減額させていただいたという形でございます。

決算特別委員会でも御指摘ありましたとおり、市町村のニーズを細かに拾うために、今、担当を含めまして、一生懸命市町村に説明をしながら、細かくニーズを拾っているところでございますので、今御指摘も踏まえまして、引き続き、そういった活動に力を入れてまいりたいと思います。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

○高島和男委員長 松田委員。

○松田三郎委員 関連で、大変山口委員からもありがたい御指摘をいただきまして、12億のうち3億、個別に減額補正を云々と言われましたけれども、この分というのは、また積み増しとか戻すという、来年度にというのを確認ですけれども、いいですかね、その理解で。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございませう。

今委員のほうからお話がありましたとお

り、今回使わなかった分につきましては、また次年度以降使えるという形でございます。その分を基金から取り崩さないという形になりますので、基金は残ったままでございますので、その分、また来年度以降実施する資金に使えるということでございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

山口委員の御発言にも、また、田浦さんの御答弁にもありましたように、最初は多分、熊本地震のときもそうであったように、こういうのに使われるだろうと思って、実際そのメニューに手を挙げられたところもあるし、意外と最初はそう思ったけど何か違うところに要望が出てきたというのものもあるだろうし、そういう意味では、また来年度に向けて、その検証をしながらメニューを増やしてもらったり、重点化してもらっているというのは非常にありがたいことでございます。

これって、恐らく基金も負担があるわけでも——一部ですね。あるわけでしょうから、本当有利な事業があったのでそっちのほうを使ったというのでちょっと残があったという事情も聞いておりますので、山口委員御指摘、また、答弁にもあったように、定期的にまたアナウンスしていただいて、市町村の職員の中には、非常に事務に忙殺されて、この基金の存在を忘れてたりとか、後で、ああ、これは基金のこういう事業があったんだというのが——そこまでせなんかなと思う気持ちもないことはありませんが、定期的にアナウンスを、お使いになりませんかというような感じで、そういう部分にも力を入れて、引き続きいただければという要望でございます。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませうか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第9号、第11

号、第20号及び第22号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

それでは、委員から何かありませんか。一では、最後に、陳情・要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第6回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長